

制 定 :	2006年5月15日	取 締 役 会 決 議
改 正 :	2010年4月14日	取 締 役 会 決 議
改 正 :	2012年4月25日	取 締 役 会 決 議
改 正 :	2015年4月27日	取 締 役 会 決 議
改 正 :	2020年4月20日	取 締 役 会 決 議
改 正 :	2021年4月19日	取 締 役 会 決 議
改 正 :	2022年4月20日	取 締 役 会 決 議

### 内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく「当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、当社グループ)の業務の適正を確保するために必要な当社の体制(内部統制システム)」を次の通り整備する。

#### 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1) コーポレート・ガバナンス

- ① 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当職務を執行する。
- ③ 取締役会の意思決定と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定に従い、代表取締役の指揮命令・監督の下に、担当職務を執行する。
- ④ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、当社監査部及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性、適法性を監査する。
- ⑤ 原則として各子会社へ取締役及び監査役を派遣する。派遣された役員は、各子会社の業務執行の監視及び監査を行い、当該会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。

##### (2) コンプライアンス

- ① コンプライアンスの体制を定めた「コンプライアンス規程」及び当社グループの取締役及び使用人の判断・行動指針を明記した「伊藤忠丸紅鉄鋼グループコンプライアンスマニュアル」を整備し、当社グループにおける高い企業倫理の保持と法令、定款の遵守徹底を図る。
- ② チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、前述コンプライアンスマニュアルの策定・改訂を含むコンプライアンス体制の構築・維持・管理、啓蒙活動の実施及びグループ会社への指導等を行う。
- ③ コンプライアンス上問題ある行為に対し、何らかの理由により職制ラインが機能しない場合に備えて、当社グループ全体の通報窓口(ホットライン窓口)を設ける。

- ④ 当社グループとして反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言し、これを実践するために、対応部署の設置、社内規程及びマニュアルの策定、外部機関との連携等を行う。

**(3) 財務報告の適正性確保**

- ① 会計基準及び関係法令に準拠した「商取引管理規程」、「経理規程」、その他社内規程を定め、その遵守・管理状況を定期的に評価し改善を図る。
- ② 全ての子会社に、会計監査人による監査実施を義務付け又は推奨する。

**(4) 内部監査**

社長直轄の組織として監査部を設置する。監査部は、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續及び内容の妥当性等について定期的に監査を実施し、判明した指摘・提言事項の改善履行状況のフォローアップを行う。また、監査終了後に結果を社長に報告するほか、監査中に重大事例を発見した場合は、直ちに代表取締役及び監査役へ報告する。監査部は、グループ会社の内部監査組織と密接な連携を保ち、グループ全体の監査品質向上に努める。

**2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

**(1) 情報の保存・管理**

文書管理及び情報セキュリティに関する社内規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書を適切に保存・管理する。

**(2) 情報の閲覧**

取締役及び監査役は、常時、前項の文書を閲覧することができる。

**3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

**(1) 規程・体制の整備**

当社グループの将来の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性がある要因及び業務の遂行を阻害する可能性がある要因に対処するため、「リスク管理規程」を定め、主要リスクごとにリスク管理担当オフィサーを設置する。

また、自然災害、疫病災害、テロ、戦争等による業務遂行の危機に対しては、「危機管理規程」を定め、人命の保護・救出、会社の存続、雇用の維持を最優先とした対応原則や、危機発生時の管理体制を明確にする。

**(2) リスク評価及びモニタリング**

- ① リスク管理担当オフィサーは、リスクの定期的な見直しを行い各部署に適切に対応させるとともに、リスクの情報管理・モニタリング体制の構築やリスクの再評価等を行い、主要なリスク評価結果とその対応策を定期的に経営会議及び取締役会へ報告する。
- ② 監査部は、社内組織のリスクの現状評価、対応状況並びに対応策の実効性等について監査を行う。

**(3) 危機管理体制**

大災害対応計画、パンデミック対応計画、海外危機管理マニュアルを整備し、これら計画・マニュアル

の下、各部署は個別対応計画(各部署 BCP)を作成する。計画・マニュアルは適宜見直しを行う。

#### **4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

##### **(1) 経営会議及び各種社内委員会**

- ① 社長の諮問機関として経営会議を設置し、当社グループにおける重要な経営方針・運営計画等を協議する。
- ② 各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切かつ迅速な意思決定に資するものとする。

##### **(2) 営業本部及び職能各部・室**

- ① 営業本部制を採用し、本部長に権限を委譲することで、内外における所管ビジネスに関する迅速な意思決定が可能な体制とする。
- ② 営業本部毎に計数的目標を設定し、定期的に達成度を検証することにより、経営管理を行う。
- ③ 職能各部・室は各専門分野において営業本部を管理・牽制・支援する。

##### **(3) 職務権限・責任の明確化**

業務分掌、職務権限、事業会社管理に関する社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

##### **(4) 連結中期経営計画**

連結ベースの中期経営計画を策定し、これを具体化するため、事業年度毎にグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

#### **5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社を主管する部署を定め、当該部署長又は子会社の社長交代の都度、事前了解事項及び報告事項を定めた基本協定書を子会社の社長と締結し、子会社の経営上の重要事項について事前了解取得又は報告することを義務付ける。

#### **6. 当社監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する体制**

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当該使用人の設置を検討する。設置する場合は、当該使用人への人事(指揮命令権・異動・評価・懲戒等)に関しては事前に監査役の同意を得て決定する。

#### **7. 当社グループにおける当社監査役への報告に関する体制**

##### **(1) 当社の重要会議への出席**

監査役は、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会その他の重要な会議への出席及び関係資料の閲覧により、重要な意思決定の過程及び取締役等の職務の執行状況を把握することができる。

##### **(2) 当社取締役・使用人からの報告**

当社代表取締役、取締役、執行役員及び職能部長等は、監査役へ定期的に職務執行の状況を報告するほか、次に掲げる当社グループに関わる重大な事実を発見した際、若しくは報告を受けた際、直

ちに監査役に報告する(事案に応じ当社取締役及び執行役員は指揮下の部長等から報告させることができる)。

- ・法令又は定款違反事実
- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれがある決定及び内部監査の発見事項
- ・業績及び業績見通しの発表
- ・内部通報に基づく情報提供
- ・行政処分
- ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

**(3) 当社グループ取締役・使用人等からの報告**

当社グループの取締役・使用人等は、ホットライン窓口を通じてコンプライアンス上問題ある行為を直接又は間接的に監査役に報告することができる。

**8. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役に対して報告を行ったことを理由として、当社グループの役員及び使用人が不利益な取扱いを受けることを禁止する。また、その旨を「伊藤忠丸紅鉄鋼グループコンプライアンスマニュアル」へ明記し周知する。

**9. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

**(1) 監査部、会計監査人との連携**

監査役は、当社監査部及び会計監査人より監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を図る。

**(2) グループ監査役との連携**

監査役は、子会社の監査役と適宜情報交換を行い、子会社における業務執行に関する意見を徴する。

**(3) 監査費用**

- ① 監査役が監査諸費用について予算を定めた場合、それに応じた予算化を行う。
- ② 監査役が緊急又は臨時に支出した費用について、前払、償還等の請求があった場合、会社法388条に基づき速やかに処理を行う。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に務めるものとし、内部統制推進室が、その総括の任にあたる。

以上